

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急支援について

【緊急特別無利子貸与型奨学金】

日本学生支援機構より新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入等が大幅に減少した学生を対象として、「緊急特別無利子貸与型奨学金」の募集案内がありましたのでお知らせします。

■ 奨学金概要

- 奨学金名称：「緊急特別無利子貸与型奨学金」

本来有利子である「第二種貸与奨学金」制度を無利子で貸与するものです。

無利子の第一種奨学金よりも家計基準が緩和され、月額も最大 12 万円まで貸与可能です。

- 第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子（0.0%）にて貸与します。

- 奨学生の選考は、以下の対象者の要件に基づき、行います。

既に第一種奨学金の貸与を受けているが奨学生についても、「緊急特別無利子貸与型奨学金」については、併用貸与の基準（人物・学力・家計）ではなく、第二種奨学金（有利子）の基準（人物・学力・家計）による選考を行います。

■ 推薦対象

学部生・大学院生

■ 対象学年

全学年

■ 対象者の要件

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ①日本学生支援機構「第二種貸与奨学金」の基準を満たしていること
- ②現在、日本学生支援機構「第二種貸与奨学金」の貸与を受けていないこと
- ③家庭からの仕送り額が年間 150 万円以上ではないこと
- ④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ⑤新型コロナウイルス感染症拡大の影響により学生等本人のアルバイト収入が大幅に減少したこと
（「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の実施区域となったこと等により、令和 4 年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が 50%以上減少した。予定していたアルバイトにつけず見込んでいた収入が得られなくなった等）

■ 貸与期間

○ 貸与始期

「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月（**令和 4 年度 4 月以降**）

○ 貸与終期

2023 年 3 月まで

（2023 年 4 月以降も第二種貸与奨学金が必要な場合は、2023 年度募集時に改めて申し込んでください。その場合の第二種貸与奨学金は「有利子」となります。）

■ 貸与金額

	学部生	大学院生
緊急特別無利子貸与型奨学金 【貸与月額】	2 ～ 1 2 万円 （1 万円単位で選択）	5 万円、8 万円、10 万円、13 万円、15 万円 から選択

【申込について】

学生課奨学金担当係をお尋ねください。

【最終出願期間】

令和 5 年 1 月 24 日（火）まで

以上